

# 芸西村災害ハザードマップ作成業務委託

## 特記仕様書

令和8年5月  
芸西村 総務課

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、発注者が請負業者（以下、「受注者」という。）に委託する「芸西村災害ハザードマップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条 業務の目的

本業務は、平成27年の水防法一部改定により、令和7年度までに県から公表された小規模河川等洪水浸水区域図、地震・津波被害想定および土砂災害（特別）警戒区域情報を収集整理し、災害情報・避難情報、避難活用情報及び災害学習情報等に関する情報を記載し、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、もって住民の保護を目的として芸西村洪水・土砂、地震・津波ハザードマップを作成するものとする。

### 第3条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、芸西村全域とする。

### 第4条 工期

本業務の工期は契約日翌日より、令和9年2月26日までとする。

### 第5条 関連法令及び条例の遵守

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の各号にあげる関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 海岸法
- (5) 河川法
- (6) 地震防災対策特別措置法
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (9) 水害ハザードマップチェックシート
- (10) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル
- (11) 中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引き
- (12) 小規模河川の氾濫推定図作成の手引き
- (13) 避難情報に関するガイドライン
- (14) 芸西村財務規則
- (15) 芸西村地域防災計画
- (16) 高知県地域防災計画
- (17) 高知県水防計画

- (18) 芸西村個人情報保護条例
- (19) その他関係法令及び条例

#### **第6条 疑義**

本特記仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、発注者・受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

#### **第7条 提出書類**

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (1) 管理技術者等届
- (2) 管理技術者等経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務工程表

#### **第8条 管理技術者及び照査技術者等**

管理技術者は、本業務の円滑な進捗を図るため、防災事業に精通した、技術士（建設部門/河川、砂防及び海岸・海洋）もしくはRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する技術者を配置するものとする。

#### **第9条 貸与資料**

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとするが、受注者は貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については本業務完了後すみやかに発注者に返却するものとする。

#### **第10条 検査**

本仕様書等に基づき作業が完了した後、契約工期内に発注者の検査職員の検査を受けなければならない。

また、検査において成果品に不備な点が発見された場合は、受注者はすみやかに自己の負担で指定期日までに、成果品を修正し納入しなければならない。

#### **第11条 成果品の帰属**

本業務において、作成した成果品等は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。但し、受注者が成果品の作成に当たって開発した処理プログラムについては受注者に帰属する。

なお、本業務で作成された成果は増刷する可能性があるため、使用する背景地図については受注者への申請不要かつ複製利用等の権利費用が無償な地図を選定するものとする。

#### **第12条 情報保護**

本業務の遂行にあたって受注者は、個人情報扱うことになるから、情報漏洩、紛失等が無きよう、厳重な管理体制を提案して作業を実施するものとする。

### **第13条 履行期間及び納入先**

本業務の履行期間は、契約締結日より令和9年2月26日までとする。

## 第2章 業務内容

### 第14条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に理解し、本村における防災行政の実態を把握した上で業務全体の作業方針及び作業体制を立案するとともに、業務実施計画書の作成を行うものとする。

### 第15条 資料収集整理

本業務の遂行にあたり、収集する資料は以下のとおりとする。

#### 資料収集整理内容（案）

No	貸与資料名称	形式
1	芸西村地域防災計画	紙資料、PDF形式
2	和食川水系・赤野川水系 浸水想定区域	Shape形式・PDF形式
3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	Shape形式・PDF形式
4	津波災害警戒区域図	Shape形式・PDF形式
5	南海トラフ地震による最大クラスの震度分布	Shape形式・PDF形式
5	その他本業務に必要と認められる資料	

### 第16条 防災関連情報の整備

作業の効率化および今後の利活用のために、収集した資料を基に、防災関連情報の整理・電子化を行うものとする。

収集した洪水浸水想定区域等や土砂災害（特別）警戒区域は、公示図書等の原典資料と目視比較を行い、間違いのないデータを整備するものとする。

また、電子化する情報は背景図をベースに、GIS用データ（shape形式）として整備するものとする。関連する属性データについては本業務のハザードマップ作成時に取得する情報を可能な限り整備するものとする。

なお、背景図については航空写真を使用するものとし、追加や変更などの情報については発注者との協議の上、決定するものとする。

#### 防災関連情報の整備項目と内容（案）

分類	整備項目	内容
基礎情報	行政界	区域名
施設情報	指定避難所	名称、住所、収容人数、面積、避難対象地域
	指定緊急避難場所	名称、住所、災害種別
	公共施設	名称、住所、電話番号
	医療機関	名称、住所、電話番号
	警察署	名称、住所、電話番号
	消防本部	名称、住所、電話番号
	消防屯所	名称、住所、電話番号
災害情報	洪水浸水想定区域	浸水深
	早期避難が必要な区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

分類	整備項目	内容
	土砂災害（特別）警戒区域	該当区域
	津波災害警戒区域	基準水位
	最短津波到達時間	内陸・沿岸到達時間
	津波最大高さ	最大波
	震度分布	震度階級
	液状化危険度	PL値区分

### 第17条 洪水・土砂ハザードマップ及び地震・津波ハザードマップレイアウト検討

住民に対し分かりやすく、見やすくするため、イラスト等を交え、ハザードマップとして水害ハザードマップチェックシートを考慮しレイアウト及びデザインを検討するものとする。

また、記載内容については、下記「ハザードマップ掲載内容（案）」のとおり洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の災害情報のほか、避難場所、警察署、消防署、主要な病院等の防災関連機関を明記するとともに、避難時の心得、備蓄品、防災知識等を記載し、住民の防災意識を啓発できる内容とし、防災メモやマイ・タイムライン等については高知県作成の高知県防災アプリのQRコードやサイトへのリンクを促し周知するものとする。

防災気象情報については、令和8年5月29日より気象の警報などが大きく変わるため、最新の情報と整合を取ることを。

なお、追加や変更などの情報については発注者との協議の上、決定するものとする。

#### ハザードマップ掲載内容（案）

分類	整理項目	内容	洪水・土砂	地震・津波
背景図	地形図上に、村界、鉄道、主要道路等を強調して表示		○	○
基礎図	指定避難所、指定緊急避難場所	地区名、位置、名称	○	○
	公共施設	名称、電話番号	○	○
	教育施設	位置、名称	○	○
	警察署	位置、電話番号	○	○
	消防屯所	位置	○	○
	消防本部	位置、電話番号	○	○
	要配慮者利用施設	位置、名称	○	○
	重要ため池	位置、名称	○	○
	ヘリコプター発着場	位置、名称	○	○
	避難路	位置		○
災害情報	洪水浸水想定区域	想定最大規模浸水深	○	
	早期避難が必要な区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）	○	
	土砂災害（特別）警戒区域	該当区域	○	
	津波災害警戒区域	基準水位		○
	最短津波到達時間	内陸・沿岸到達時間		○
	津波最大高さ	最大波		○
	震度分布	震度階級		
	液状化危険度	PL値区分		○

分類	整理項目	内容	洪水・土砂	地震・津波
	防災気象情報	気象警報	○	
啓発 情報	マップについて	マップの見方及び解説	○	○
	避難の心得	水平避難と垂直避難	○	○
	情報の伝達方法	避難情報の伝達方法	○	○
	避難情報等	避難情報の種類ととるべき行動	○	○
	避難する必要性と避難先の判断	避難判断フロー	○	○
	情報の入手方法	インターネット等からの情報入手先	○	○
その他	避難所、避難場所一覧	地区名、名称、住所、	○	○
	緊急連絡先	村役場、警察、消防、土木事務所、電力会社等	○	○
	安否情報の確認方法	災害用伝言ダイヤル等	○	○
	非常持ち出し品	非常持ち出し品リスト	○	○
	作成主体	作成年月、担当部署、電話	○	○

#### 第18条 洪水・土砂ハザードマップ及び地震・津波ハザードマップ原案作成

前項までの情報整理結果を基に、基図の縮尺や防災情報などの基本条件を設定し、分かりやすさを考慮し、記載内容および表記方法などを検討するものとする。

洪水・土砂ハザードマップ、地震・津波ハザードマップはそれぞれA1判で作成するものとし、ページ数は両面1枚（表：地図、裏：啓発）を想定している。

デザイン検討に際しては、イラストレーター（AI形式）にて印刷原稿を作成するものとし、専門的知識を有しない住民が、マップ記載事項を容易に理解でき、かつ災害に対する意識を深められるように創意工夫を行うものとする。また、高齢者等に配慮したユニバーサルデザインを採用するものとし、発注者と受注者の協議により定めていくこととする

作成した原案については2回程度発注者側にて校正し、協議のうえ承認を得ること。

#### 第19条 ホームページ用PDFデータ作成

ハザードマップの住民への周知を図るため、ホームページ公開用の電子データ（PDF形式）の作成をするものとする。

#### 第20条 洪水・土砂ハザードマップ及び地震・津波ハザードマップ印刷

ハザードマップの印刷仕様は、下記表のとおりとする。

下記仕様に変更が生じる場合は発注者受注者協議の上、決定するものとする。

##### ハザードマップ印刷仕様（案）

項目	洪水・土砂	地震・津波
サイズ	A1判両面（表：地図、裏：啓発）	A1判両面（表：地図、裏：啓発）
色数	カラー	カラー
用紙	90kgコート紙もしくはマットコート紙	90kgコート紙もしくはマットコート紙
部数	3,000部	3,000部

## 第21条 報告書作成

検討経緯等を総合的にとりまとめ、報告書にまとめるものとする。

また、本業務で整理した防災関連情報等について、今後の利活用をふまえGISデータ（shape形式）でとりまとめること。

## 第22条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間報告時、成果品納入時の計3回行うものとする。

また、本業務期間中、受注者と綿密な連絡を保ち作業するとともに、受注者はその都度打合せ記録簿を2部作成し、発注者、受注者各1部ずつ保管するものとする。

## 第3章 成果品

### 第23条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

(1) 業務報告書（A4判、ファイル綴じ）	2部
(2) 防災関連情報GISデータ（shape形式）	1式
(3) ハザードマップ印刷原稿データ（AI形式）	1式
(4) ハザードマップホームページ公開用データ（PDF形式）	1式
(5) 洪水・土砂ハザードマップ（印刷物）	3,000部
(6) 地震・津波ハザードマップ（印刷物）	3,000部
(7) その他、協議の上必要となる資料	1式